

音更町地域防災計画（案）

《資料編抜粋》

令和4年12月にお配りしました「音更町地域防災計画」の事務局案に対する音更町防災会議委員の皆様から頂いたご意見は、「青字」で修正し記載しております。

また、「北海道地域防災計画（令和5年2月）」に基づく修正等は、「赤字」により記載いたしました。

なお、本計画案は、修正等を行った該当ページのみを抜粋し印刷しています。該当する章番号と節番号には、目次に網掛けを施し標示しております。

令和5年2月

音更町防災会議

目次

1 防災組織	5
資料編 1-1 : 音更町防災会議の構成.....	5
資料編 1-2 : 音更町災害対策本部組織図.....	6
資料編 1-3 : 災害対策本部標示板・標章及び標旗.....	7
資料編 1-4 : 音更町災害対策本部業務分担.....	8
資料編 1-5 : 音更町災害時に係る警戒体制及び非常配備体制.....	15
資料編 1-6 : 音更町水防本部組織図.....	18
資料編 1-7 : 音更町水防本部業務分担.....	19
資料編 1-8 : 通信連絡系統.....	20
2 消防	21
資料編 2-1 : 消防組織図.....	21
資料編 2-2 : 消防施設等一覧.....	23
資料編 2-3 : 消防団の水防分担区域及び配置人員.....	26
資料編 2-4 : 消防機関の非常配備体制.....	27
3 災害履歴・気象等に関する資料	28
資料編 3-1 : 気象記録.....	28
資料編 3-2 : 音更町の人口推移.....	29
資料編 3-3 : 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準.....	30
資料編 3-4 : 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図.....	34
資料編 3-5 : キキクル等の種類と概要.....	35
資料編 3-6 : 土砂災害警戒情報の伝達系統図.....	36
資料編 3-7 : 指定河川洪水予報の種類、発表基準.....	37
資料編 3-8 : 指定河川洪水予報の伝達系統.....	38
資料編 3-9 : 水位到達情報の伝達系統図.....	39
資料編 3-10 : 水防警報（水防法第16条）の伝達系統図.....	40
資料編 3-11 : 音更町周辺の主な地震災害発生記録.....	41
資料編 3-12 : 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域.....	44
資料編 3-13 : 北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性.....	45
資料編 3-14 : 地震の被害想定結果.....	47
資料編 3-15 : 気象庁震度階級関連解説表.....	87

資料編 3-16 : 水防信号	93
4 災害危険区域等	94
資料編 4-1 : 音更町洪水ハザードマップ	94
資料編 4-2 : 音更町浸水想定区域図	96
資料編 4-3 : 音更町重要水防箇所一覧	106
資料編 4-4 : 音更町土砂災害（特別）警戒区域一覧	110
資料編 4-5 : 重要水防箇所評定基準	112
5 防災設備・備蓄等	113
資料編 5-1 : 医療機関一覧	113
資料編 5-2 : 炊き出し施設一覧	116
資料編 5-3 : 緊急貯水槽設置場所一覧	117
資料編 5-4 : ごみ、し尿処理及び産業廃棄物処理施設	118
資料編 5-5 : 水防倉庫所在地及び水防用資器材の保管状況	119
資料編 5-6 : 水防用土砂堆積・採取状況	121
資料編 5-7 : 樋門樋管一覧	122
資料編 5-8 : 水防工法	126
6 避難に関する資料	131
資料編 6-1 : 指定緊急避難場所一覧	131
資料編 6-2 : 車中避難場所一覧	133
資料編 6-3 : 指定避難所一覧	134
資料編 6-4 : 福祉避難所一覧	136
資料編 6-5 : 要配慮者利用施設一覧	138
7 輸送・交通	142
資料編 7-1 : ヘリコプター離着陸可能地点一覧	142
資料編 7-2 : 消防防災ヘリコプター運航系統図	143
資料編 7-3 : 緊急通行車両及び規制除外車両の標章及び各証明書	144
資料編 7-4 : 北海道緊急輸送道路図	146
資料編 7-5 : 地震時に通行を確保すべき道路図	147
資料編 7-6 : 水防標識	148
8 応急・復旧	149
資料編 8-1 : 事業別国庫負担等一覧	149
9 計画・条例・要領等	153

資料編 9-1 : 音更町防災会議規則	153
資料編 9-2 : 音更町附属機関設置条例	155
資料編 9-3 : 音更町災害対策本部条例	160
資料編 9-4 : 音更町要配慮者避難支援計画 (全体計画)	161
資料編 9-5 : 音更町避難行動要支援者登録制度実施要綱	168
資料編 9-6 : 災害情報等報告取扱要領	171
資料編 9-7 : 災害時の氏名等の公表取扱方針	182
資料編 9-8 : 緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画	184
資料編 9-9 : 北海道緊急消防援助隊受援計画	192
資料編 9-10 : 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱	202
資料編 9-11 : 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領	210
資料編 9-12 : 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	214
10 応援・協定	216
資料編 10-1 : 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	216
資料編 10-2 : 北十勝4町による広域防災に係る相互応援に関する協定	220
資料編 10-3 : 北海道広域消防相互応援協定	223
資料編 10-4 : 北海道消防防災ヘリコプター応援協定	227
資料編 10-5 : 災害時の医療救護活動に関する協定書	229
資料編 10-6 : 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則	231
資料編 10-7 : 他機関との協定一覧	232
資料編 10-8 : 近隣市町村水防管理団体の応援	240
資料編 10-9 : 警察官の応援要請	241
11 様式	242
資料編 11-1 : 気象警報等受理票	242
資料編 11-2 : 災害救助日報	243
資料編 11-3 : 避難所収容者名簿	244
資料編 11-4 : 避難所設置及び避難生活状況	245
資料編 11-5 : 公用負担	246
資料編 11-6 : 自衛隊派遣要請書	249
資料編 11-7 : 自衛隊撤収要請書	250
資料編 11-8 : 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	251
資料編 11-9 : 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書	252
資料編 11-10 : 救急患者の緊急搬送情報伝達票	253
資料編 11-11 : 識別票 (トリアージ・タグ)	254
資料編 11-12 : 被災者救出状況記録簿	257

資料編11-13：救護班活動状況	258
資料編11-14：病院診療所医療実施状況	259
資料編11-15：助産台帳	260
資料編11-16：輸送記録簿	261
資料編11-17：炊き出し給与状況	262
資料編11-18：炊き出し等による食品給与物品受払簿	263
資料編11-19：飲料水の供給簿	264
資料編11-20：被服・寝具その他生活必需品の給与状況	265
資料編11-21：応急仮設住宅台帳	266
資料編11-22：住宅応急修理記録簿	267
資料編11-23：障害物除去の状況	268
資料編11-24：学用品の給与状況	269
資料編11-25：死体捜索状況	270
資料編11-26：死体処理台帳	271
資料編11-27：埋葬台帳	272
資料編11-28：労務者雇用台帳	273
資料編11-29：罹災証明書	274
資料編11-30：被災者台帳	275
資料編11-31：身分証票	277
資料編11-32：公用負担権限委任証	278
資料編11-33：公用負担命令票	279
資料編11-34：水防活動実施報告書	280
資料編11-35：水防活動状況報告書	281

資料編 1-7 : 音更町水防本部業務分担

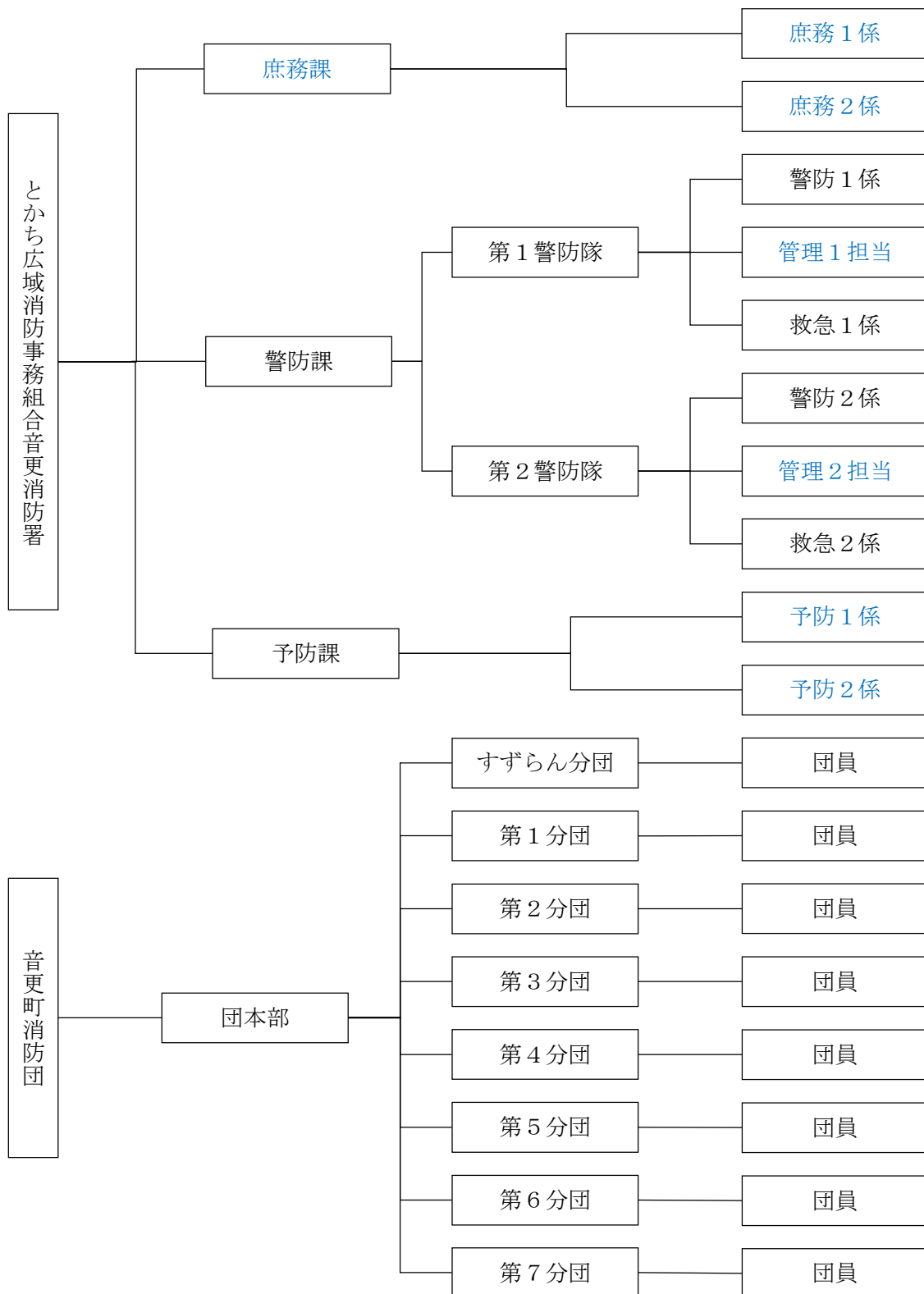
部	課	班	業務分担
総務部	総務課 危機対策課	総務第1班 総務第2班	<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部の庶務及び各部との連絡調整 ・気象予報（注意報含む）、警報、特別警報及び情報等の収集、伝達 ・災害状況取りまとめ、災害記録 ・国・道に対する要請及び報告など
企画財政部	広報広聴課	広報第2班	<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整など
経済部	農政課 土地改良課	農林業第1班 産業土木班	<ul style="list-style-type: none"> ・危険水防区域の警戒巡視など
建設部	土木課 都市計画課	管理班 道路班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、橋梁及び堤防等の状況、被害調査及び水防措置要請、保護及び応急対策 ・危険水防区域の警戒巡視 ・道路の通行禁止区域及び制限措置の調整 ・公園、緑地、街路樹等の被災調査及び応急対策 ・市街地の浸水防止対策など
上下水道部	上下水道課	上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設及び下水道施設の状況、被害調査及び水防措置要請など
消防機関	とまち広域 消防事務組合 音更消防署 音更町消防団	—	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の警戒、水防活動など

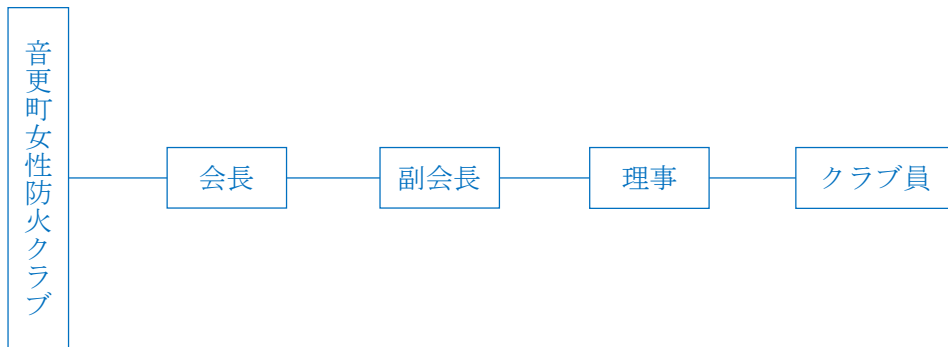
資料編 1-8 : 通信連絡系統

機関名	連絡責任者	所在地	電話番号
木野支所	所長	音更町木野大通西 6 丁目 1	31-2101
音更消防署	署長	音更町木野西通16丁目 1	30-3322
十勝総合振興局	地域政策課主幹	帯広市東 3 条南 3 丁目	26-9023
帯広開発建設部	治水課長	帯広市西 5 条南 8 丁目	24-4105
帯広開発建設部 帯広河川事務所	所長	幕別町西町145	25-1294
十勝総合振興局 帯広建設管理部	事業課 施設保全室主査 (管理)	帯広市東 3 条南 3 丁目	27-8708
株式会社 NTT東日本 - 北海道 北海道東支店	総括担当課長	帯広市西 4 条南 5 丁目	23-8920
北海道電力株式会社 道東統括支社	統括支社長	帯広市西 5 条南 7 丁目 2 - 1	24-5174
北海道電力ネットワーク 株式会社 道東統括支店	統括支店長	帯広市西 5 条南 7 丁目 2 - 1	24-6037
帯広警察署 音更交番 木野交番 駒場駐在所 十勝川駐在所	所長 巡查部長 " "	音更町大通11丁目 3 " 木野大通東 7 丁目 " 駒場市街 " 十勝川温泉	42-2151 31-2151 44-2120 46-2151
音更町農業協同組合	管理部長	音更町大通 5 丁目 1	42-2131
木野農業協同組合	管理部長	音更町木野大通西 6 丁目 1	31-2131
十勝大雪森林組合	総務課長	音更町東通15丁目 5	42-2301
音更町商工会	事務局長	音更町大通 8 丁目 4	42-2246
日本郵便株式会社 北海道支社音更郵便局	局長	音更町新通19丁目 1	42-2360
電源開発株式会社 東日本支店 上士幌電力所	所長	上士幌町字上士幌東 2 線228の 3	01564- 2-4101

2 消防

資料編 2-1 : 消防組織図





資料編 2-2 : 消防施設等一覧

(1) 消防署等

名称	所在地
音更消防署	木野西通16丁目1番地

(2) 音更町消防団

名称	所在地
団本部	木野西通16丁目1番地 (消防防災庁舎)
すずらん分団	木野西通16丁目1番地
第1分団	新通9丁目1番地 (音更消防会館)
第2分団	木野大通東7丁目1番地 (木野コミュニティ消防センター)
第3分団	駒場本通3丁目5番地 (駒場消防会館)
第4分団	十勝川温泉北12丁目1番地 (十勝川温泉消防会館)
第5分団	字東音更東4線17番地 (東土幌コミュニティ消防センター)
第6分団	字万年基線55番地5 (万年消防会館)
第7分団	字西中音更北15線5番地 (西中消防会館)

(3) 音更町女性防火クラブ

名称	所在地
音更町女性防火クラブ	音更町 (会長宅)

(4) 現有人員

区分	職員				団員											協力団体	合計
	消防と とかち 広域 局	音更 消防 署	音更 町へ 派遣	計	団 本 部	す ず ら ん 分 団	第 1 分 団	第 2 分 団	第 3 分 団	第 4 分 団	第 5 分 団	第 6 分 団	第 7 分 団	計	音 更 町 女 性 防 火 ク ラ ブ		
人員数	7	52	1	60	7	14	20	23	20	18	16	16	16	150	19	229	

(5) 消防用機器及び資材保有状況

業種別	品名	単位	消防署	消防団	
消火活動用	消防用ホース	40mm	本		88
		50mm	本	118	70
		65mm	本	63	119
	小型動力消防ポンプ	式		5	
	発電機	台	7	13	
	投光器 (照明装置含む)	個	6	13	
	耐熱服	着	4		
	防火服	着	58	143	
	背負い式消火水のう	基	39	102	
	車載消火器	本	11	11	
	泡ノズル	個	3	0	
	泡原液 (1)	L	740	0	
	送排風機	式	3		
	ウォーターチャージャー	台	2	2	
	水中ポンプ	台	7		
救助活動用	酸素呼吸器	基	1		
	酸素呼吸器予備ボンベ	本	2		
	空気呼吸器	基	17		
	空気呼吸器予備ボンベ	本	49		
	高圧ガス (空気) 充填機	台	1		
	油圧救助器具	式	2		
	マット型空気ジャッキ	式	1		
	エンジンカッター	台	3	7	
	救助マット	式	1		
	可搬式ウィンチ (チルホール)	式	2		
	救命索発射銃	式	1		
	マンホール救助器具	式	1		
	ガス溶断機	式	1		
	ハンマードリル	式	1		
	エアソー	式	1		
	可燃性・有毒ガス測定器	式	2		
	救助用ボート	艇	1		
	ボート用船外機	基	1		
自動式人工呼吸器	式	2			

業種別	品名	単位	消防署	消防団
	除細動装置	式	3	
	気道確保資器材	式	2	
	輸液装置	台	1	
	酸素吸入器一式	式	2	
	吸引器一式	式	2	
	救急車室内殺菌装置	式	1	
	患者監視装置	式	2	

(5) 消防用水利

区分	消火栓 (基)				防火水槽 (基)			合計
	双口	単口	私設	小計	40m ³ 未満	40m ³ 以上	小計	
音更	7	99		106	1	5	6	112
木野	8	230		238	5	11	16	254
駒場		17		17	8	3	11	28
温泉	1	19		20	0	6	6	26
東土幌				0	2	2	4	4
万年		2		2	3	3	6	8
その他地域		1		1	3	1	4	5
合計	16	368		384	22	31	53	437

資料編 2-3 : 消防団の水防分担区域及び配置人員

部及び分団の名称	消防団員の階級別定員								所管区域
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	
本部	1	2					8	11	町内一円
すずらん分団			1	1	2	2	10	16	町内一円
第1分団			1	1	3	3	12	20	大和(北9線以北)、住吉、東住吉、開進(北9線以北)、西昭和、東昭和、元昭和、昭和、中昭和、北昭和、福平、共和、音幌、東昭栄、昭栄、九線大和(北9線以北)、及び音更市街並びに音更市街周辺の区域内一円
第2分団			1	1	3	3	16	24	藤ヶ丘、北藤ヶ丘、開進(北9線以南)、九線大和(北9線以南)、大和(北9線以南)、南大和、然別、鈴蘭、柳町、緑陽台及び木野市街並びに木野市街周辺の区域内一円
第3分団			1	1	3	3	12	20	門前、高校、西駒場、中駒場、北駒場、東中音更、大牧、共進、牧場、誉、北上、北栄、上然別及び駒場の区域内一円
第4分団			1	1	3	3	12	20	春日、桜田、富丘、北進、相生、栄進、栄進南、旭、東旭、栄、長流枝及び温泉の区域内一円
第5分団			1	1	2	3	9	16	武儀、南武儀、南中新政、富士、忍、東平和、北林、元林、勲、錦、瑞穂、柏葉、東豊田、豊秋、光、稔、報徳、八千代及び稲穂の区域内一円
第6分団			1	1	2	3	9	16	高倉、朝日、鎮鍊、矢部、東士狩及び万年の区域内一円
第7分団			1	1	2	3	9	16	共力、友進、牧、北柏、南柏、下牧、大盛、上牧、更生、光和、西大牧及び西中の区域内一円
計	1	2	8	8	20	23	97	159	

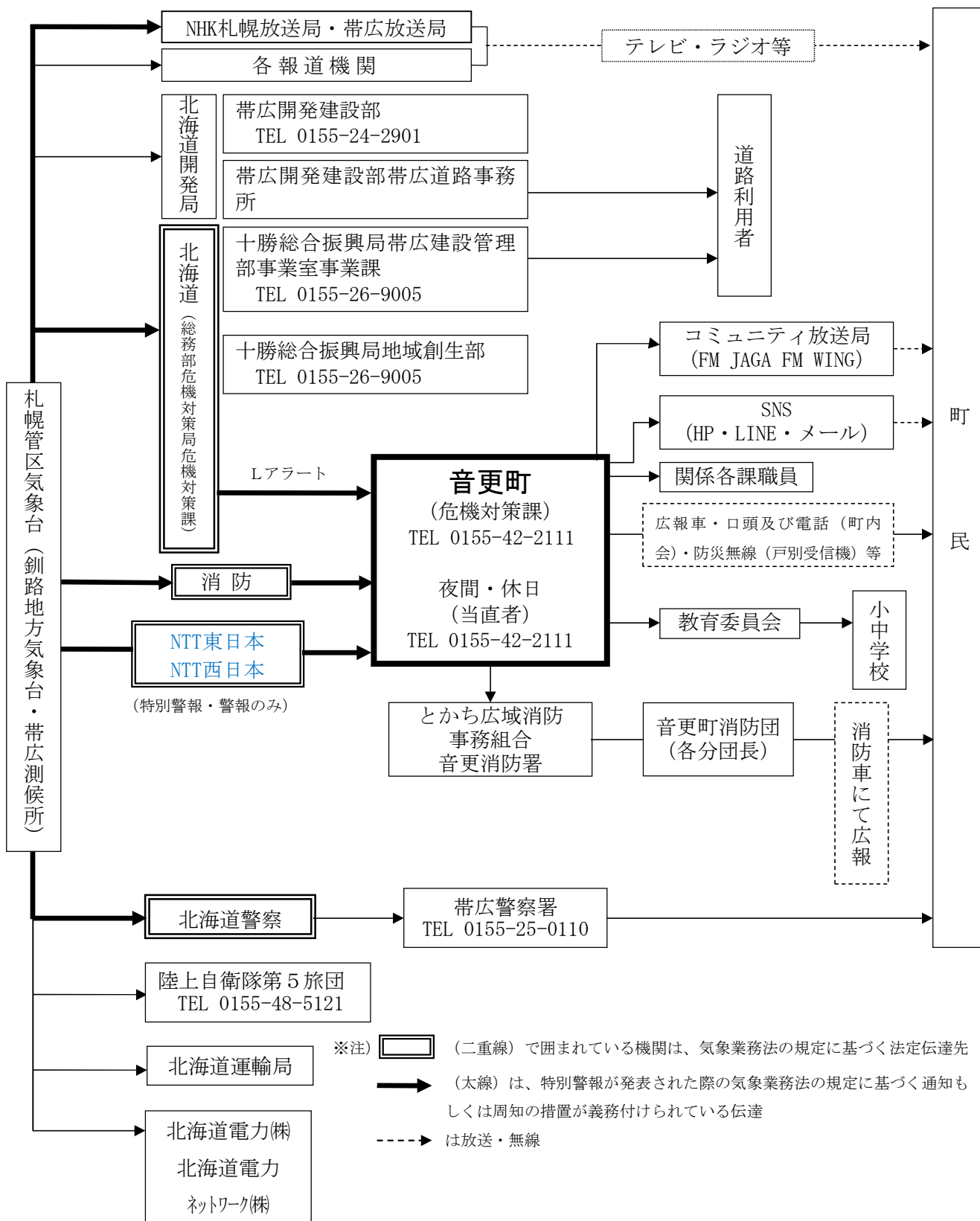
3 警報・注意報等発表基準

令和4年5月26日現在
発表官署 帯広測候所

音更町	府県予報区	釧路・根室・十勝地方		
	一次細分区域	十勝地方		
	市町村等をまとめた地域	十勝中部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 11	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 119	
	洪水	流域雨量指数基準	十勝川流域=23.8, 然別川流域=36.5, 鈴蘭川流域=5	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	十勝川 [帯広], 音更川 [士幌・音更]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	72	
	洪水	流域雨量指数基準	十勝川流域=19, 然別川流域=28.2, 鈴蘭川流域=4	
		複合基準*1	音更川流域=(5, 20.1)	
		指定河川洪水予報による基準	十勝川 [帯広], 音更川 [士幌・音更]	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
	濃霧	視程	200m	
	乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%		
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上		
	低温	4月、5月、10月：（最低気温） 平年より5℃以上低い 11月～3月：（最低気温） 平年より8℃以上低い 6月～9月：（平均気温） 平年より4℃以上低い日が2日以上継続		
	霜	最低気温3℃以下		
着氷				
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

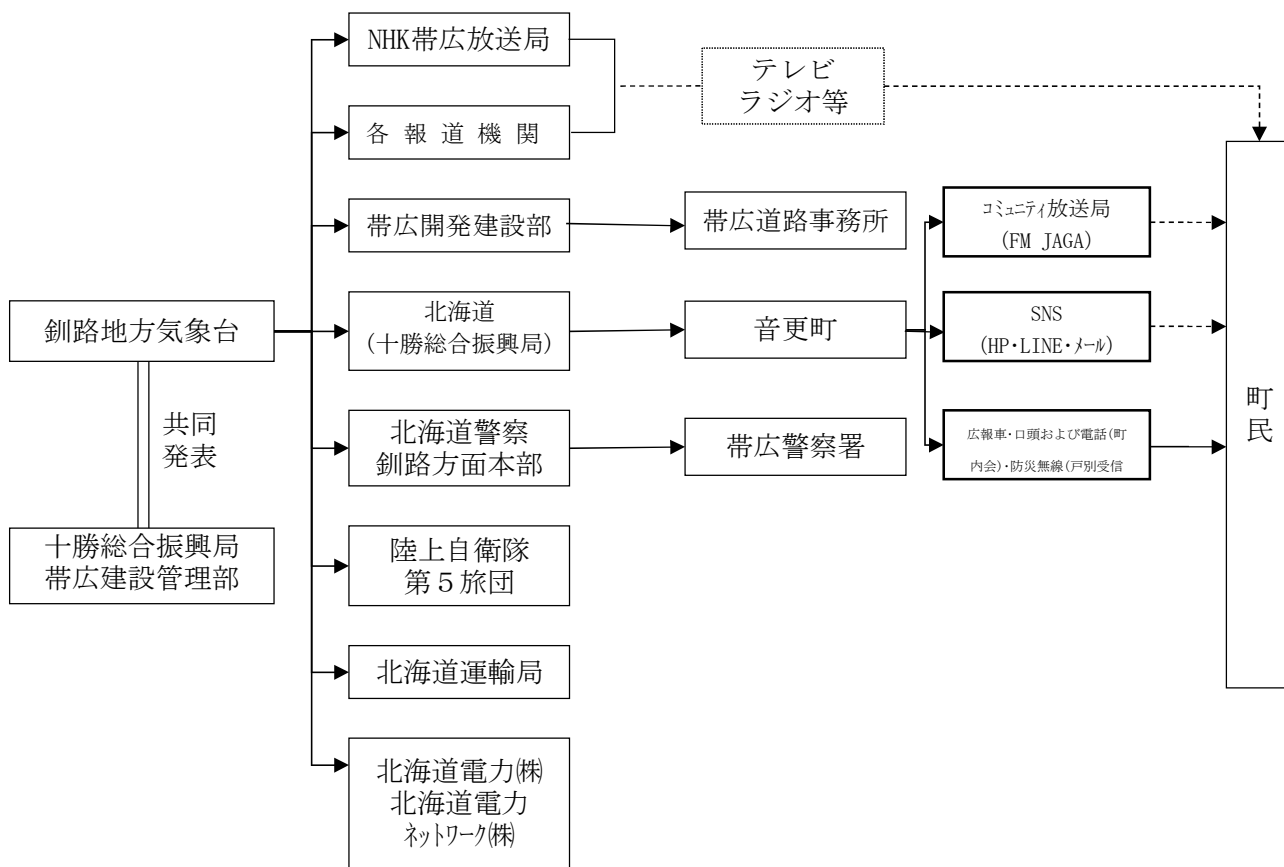
資料編3-4：気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図



資料編3-5:キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布) ※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川およびその他の河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(香水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

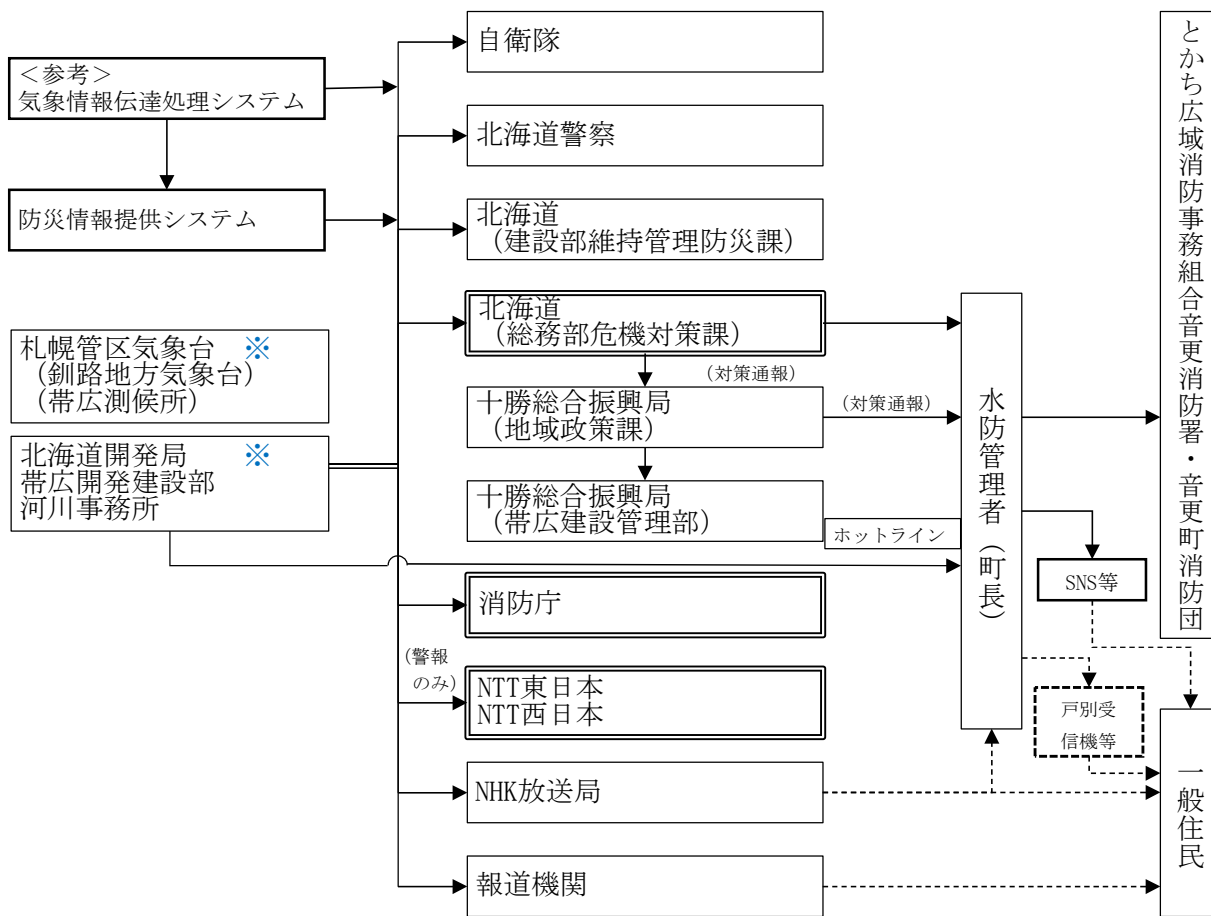
資料編3-6：土砂災害警戒情報の伝達系統図



資料編3-7：指定河川洪水予報の種類、発表基準

種類	標題	概要
「洪水警報 (発表)」 または 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	「氾濫危険情報」	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、 急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	「氾濫警戒情報」	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
「洪水注意報(発表)」 または 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報または氾濫警戒情報を発表中に避難氾濫水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報・氾濫危険情報・氾濫警戒情報、はん濫警戒情報または氾濫注意情報発表を発表中に、氾濫注意水位を下回り氾濫の恐れがなくなったとき

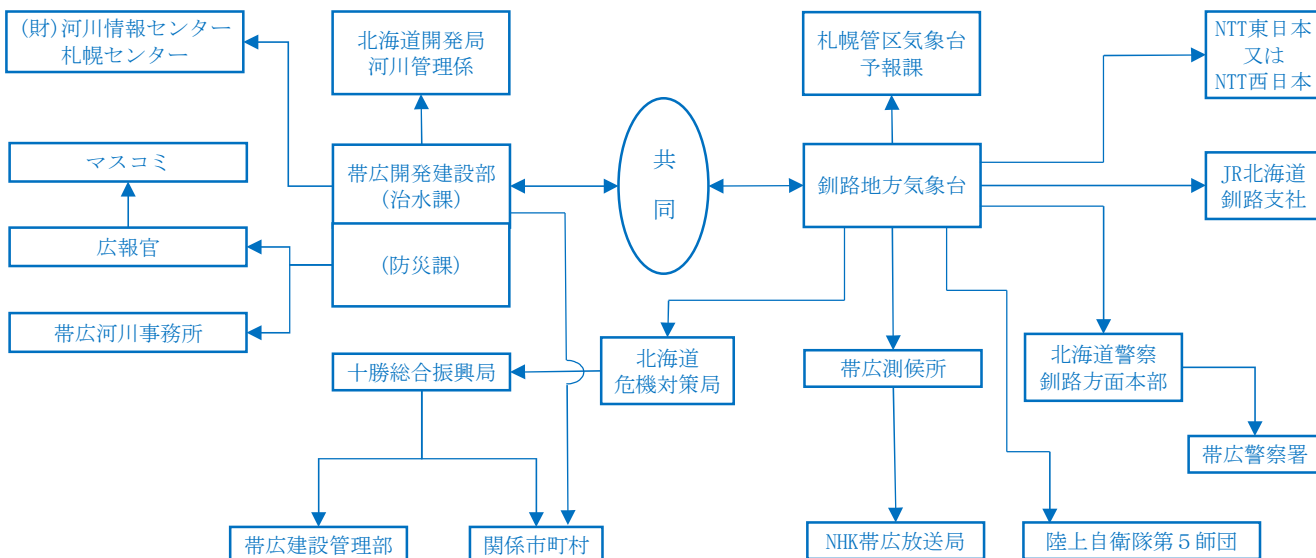
資料編3-8：指定河川洪水予報の伝達系統



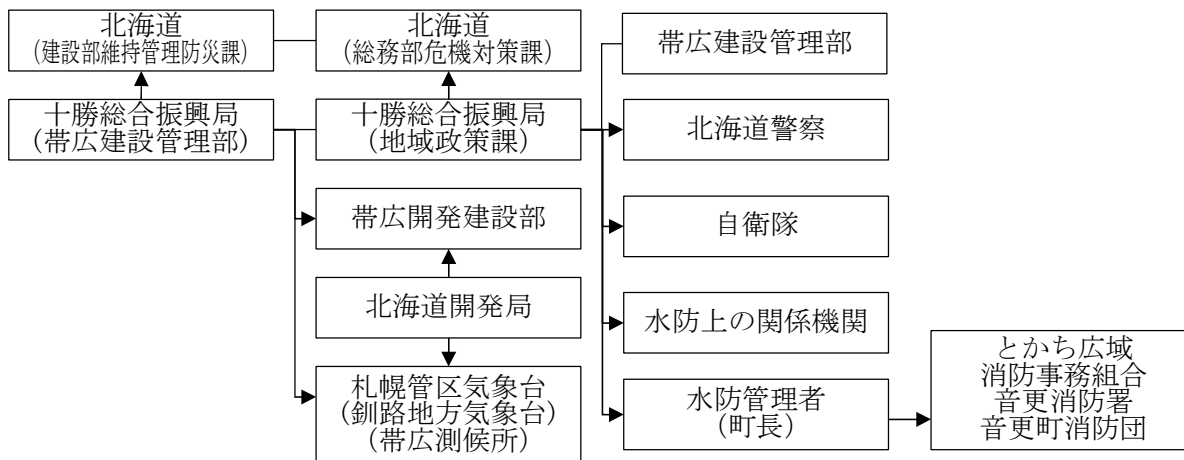
※注) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
 は、放送・無線

NTT東日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※ 札幌管区気象台及び北海道開発局で共同発表される洪水予報等発表系統図

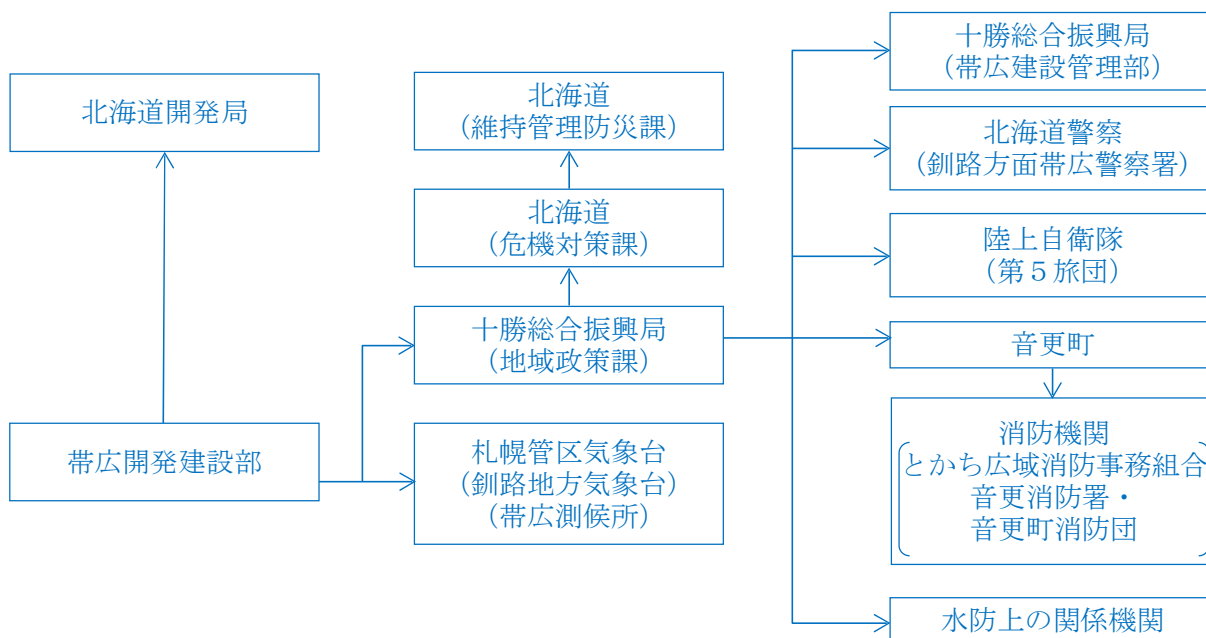


資料編3-9：水位到達情報の伝達系統図



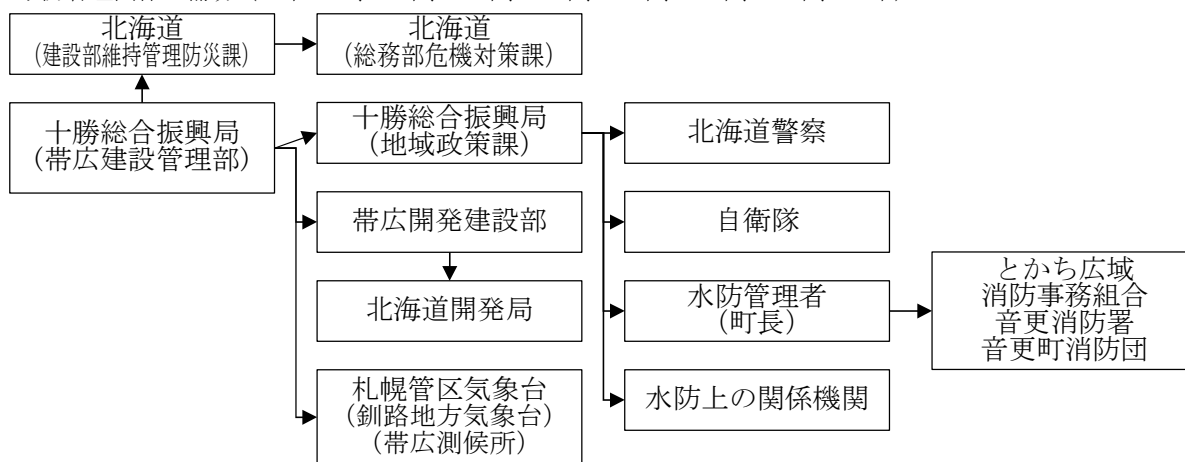
資料編 3-10：水防警報（水防法第 16 条）の伝達系統図

1 国土交通大臣が行う水防警報



2 知事が行う水防警報

水防管理団体の補助（3条の6、7条、11条、13条、14条、15条、16条、44条）



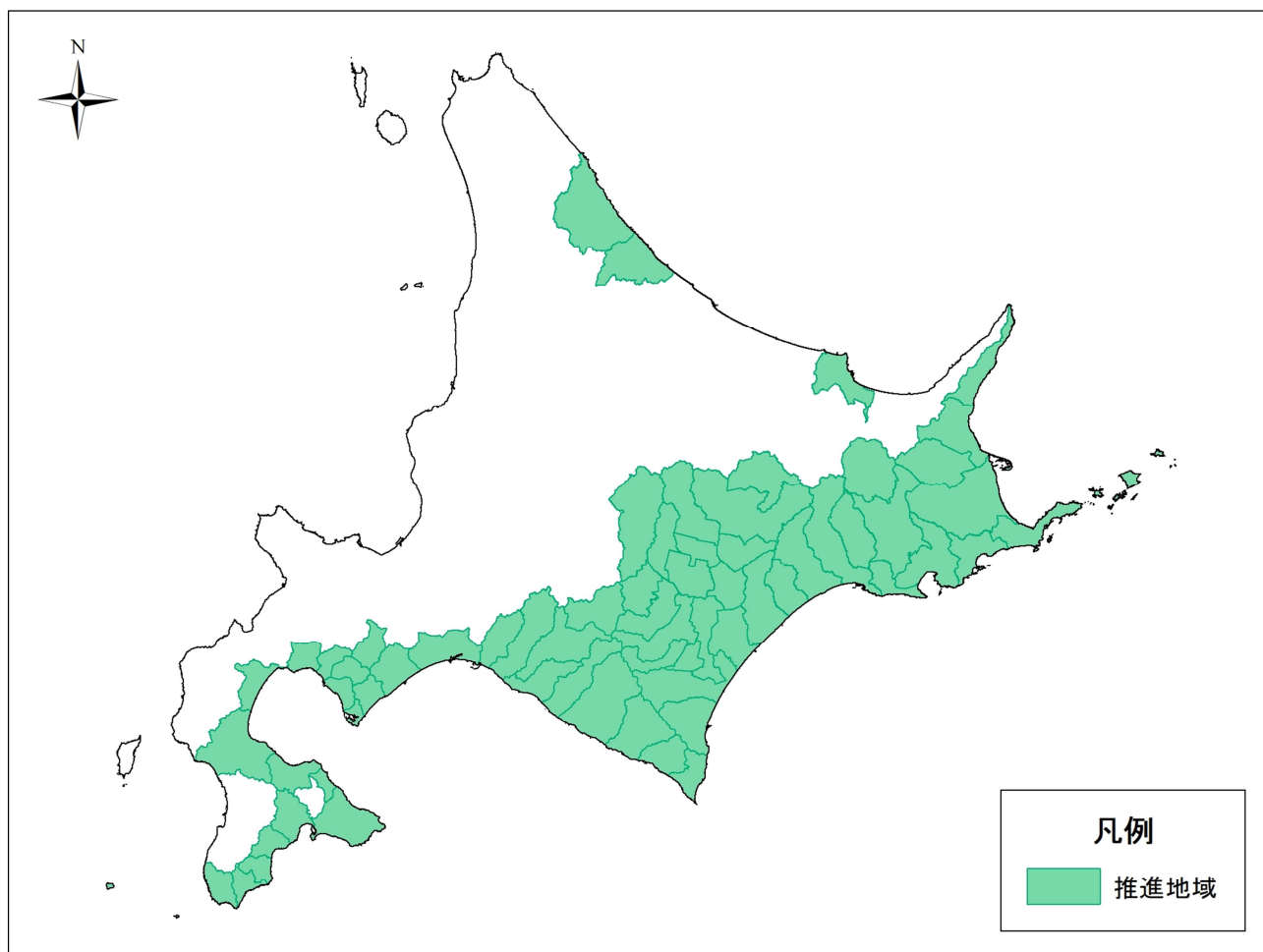
種類 1：待機 2：準備 3：出動 4：指示 5：解除 6：情報

発生の年月日	震央	位置	規模	被害の状況
平成16年11月29日 (2004年)	釧路沖	E145° 17' N 42° 57'	7.1	3時22分発震、釧路村、弟子屈町、別海町震度5強、更別村、釧路市震度5弱、音更町、帯広市震度4、この地震により傷病者51名、住家一部損壊3棟等の被害があった。
平成16年12月6日 (2004年)	釧路沖	E145° 21' N 42° 51'	6.9	23時15分発震、厚岸町震度5強、更別村震度5弱、芽室町震度4、音更町、帯広市震度3 この地震により負傷者12名、建物の一部損壊等の被害があった。
平成16年12月14日 (2004年)	留萌支庁 南部	E141° 42' N 44° 04'	6.1	14時56分発震、苫前町震度5強、羽幌町震度5弱、この地震と余震により、負傷者8名、住宅損壊2棟等の被害があった。
平成17年1月18日 (2005年)	釧路沖	E145° 00' N 42° 53'	6.4	23時9分発震、厚岸町震度5強、別海町震度5弱、忠類村震度4、音更町、帯広市震度3 この地震により、負傷者1名、校舎等の一部破損3校、教育施設一部破損5施設等、建物の一部損壊被害があった。
平成20年9月11日 (2008年)	十勝沖	E144° 40' N 41° 50'	7.1	9時21分発震、新冠町・新ひだか町・浦幌町・大樹町震度5弱、音更町・帯広市震度4
平成23年3月11日 (2011年)	三陸沖	E142° 51' N 38° 61'	9.0	「東北地方太平洋沖地震」14時46分発震 最大震度7(宮城県栗原市)、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強 音更町・帯広市震度4
平成25年2月2日 (2013年)	十勝沖	E143° 3' N 42° 7'	6.5	23時17分発震、最大震度5強 浦幌町、釧路市、根室市で震度5強 音更町、帯広市、新得町で震度5弱
平成28年1月14日 (2016年)	浦河沖	E142° 48' N 41° 58'	6.7	12時25分発震、最大震度5弱 函館市、新冠町、浦河町、様似町で震度5弱 音更町で震度4
平成30年9月6日 (2018年)	胆振地方中 東部	E142° 0' N 42° 41'	6.7	「北海道胆振東部地震」3時7分発震、最大震度7 厚真町鹿沼で震度7 音更町で震度4

資料編3-12：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

日本海溝特措法第3条に基づき指定された本道の地震防災対策推進地域は、次表のとおりである。
(令和4年10月3日 内閣府告示第99号)

函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、枝幸町、雄武町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町



資料編9-4：音更町要配慮者避難支援計画（全体計画）

第1章 総則

1 目的

本町では、平成20年度から国が示した災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、災害時要援護者台帳を作成し、地域における避難支援体制づくりに取り組む自主防災組織等に、提供を行ってきた。

平成23年の東日本大震災では、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、犠牲となった障がい者の割合についても、健常者と比較して2倍程度に上ったと推計されている。こうした被災傾向は、過去の大規模な震災・風水害などにおいても共通してみられるものであり、災害発生時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な人への避難支援の強化が急務となっている。

こうした状況を受け、国は平成25年6月に災害対策基本法を改正し、同年8月にはこれまでのガイドラインを全面改訂した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を示した。

本町では、法改正を受けた取組として、平成28年3月に避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画を「音更町地域防災計画」に位置付け、その下位計画として本計画を定め、従来の災害時要援護者対策からの見直しを行うものとする。

災害における助け合いの考え方には「自助」「共助」「公助」があることから、本計画ではこれらの役割を明確にすることが求められる。

避難行動要支援者等の要配慮者に関して、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、安全な場所に避難するなど一連の行動及び避難所など制限された場所での生活を支援するために、「災害に関する自助の促進」及び「共助、公助による支援体制の構築」を推進することにより、避難行動及び避難生活の円滑化を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

地域における避難支援体制づくりにおいては、避難行動要支援者等の要配慮者を含めて、まずは住民自らが日頃から災害に対する意識を高めるとともに備えをする「自助」や、町内会、自主防災組織、近隣住民との助け合い、支え合いによる「共助」が必要となる。

このような「自助」や「共助」が機能するためには、日頃からの地域のつながりを通じた取り組みにより、避難支援体制づくりを推進していくことが必要となる。

3 計画の構成

避難支援計画は、全体的な推進手法等を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりの支援方法等を定めた「個別避難計画」により構成する。

「全体計画」とは本計画のことを指し、避難行動要支援者の避難支援全体に係る体制や災害発生時の対応など、基本的な指針を定めるものとする。

「個別避難計画」とは、本計画に基づき、避難などの際に特に人的支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、必要とされる支援内容や避難支援者等を個別に定めるものとする。

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

1 要配慮者の把握

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町の関係部局で把握している要配慮者の情報を集約する。

また、町が把握していない情報で避難行動要支援者名簿の作成のため必要があるときは、北海道知事その他の者に対して情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 情報収集の方法

要配慮者の把握によって集約した要配慮者のうち、特に人的支援を要する避難行動要支援者の情報収集については、以下の方法により行い、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 同意方式：集約した情報を基に、避難行動要支援者に直接働きかけ、必要な情報を収集する方法

イ 手上げ方式：避難行動要支援者登録制度について広報・周知した後、自ら名簿への登録を希望した者の情報を収集する方法

(2) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

災害発生時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難であったり、避難施設で生活をする場合に、他者の配慮を必要とするなど、特に支援を要する者で、本町に住民票を置き、生活の基盤が自宅にある者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 要介護認定を受けている人で要介護3以上の人

イ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けており、肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい等がある人

ウ 療育手帳の交付を受けている人

エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

オ 上記に掲げる人のほか、上記の事項に準ずる状況であって、町長が特に必要と認める人

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする理由

キ アからカまでに掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(4) 避難支援等関係者となる者

町は、次に掲げる避難支援等関係者（災害発生時において、避難行動要支援者の避難支援や安否

の確認、避難施設等での生活支援の実施に携わる関係者をいう。以下同じ。）と連携して地域における避難支援体制づくりを推進する。

- ア とかち広域消防事務組合
- イ 音更消防署
- ウ 帯広警察署
- エ 民生委員・児童委員
- オ 音更町社会福祉協議会
- カ 自主防災組織又は町内会
- キ その他避難支援等の実施に携わる関係者

(5) 避難行動要支援者名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿情報については、災害対策基本法に基づき、本人から同意を得ている者の当該名簿情報を避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で行うものとする。

なお、避難行動要支援者本人が重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合には、親権者や法定代理人等から同意を得ることとする。

ただし、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を提供することができる。

(6) 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、音更町個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、避難行動要支援者の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、以下の事項を遵守することとする。

- ア 個人情報の漏えいを防止すること。
- イ 名簿の管理者を決めて、管理者の管理の下で名簿を使用すること。
- ウ 名簿の紛失、破損、改ざんその他事故が起こらないように防止すること。万が一事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときには、速やかに町に報告すること。
- エ 名簿の複写はしないこと。
- オ 町から名簿の返却を求められたときは、速やかに町に返却すること。
- カ 名簿の管理者の住所、氏名等を避難行動要支援者名簿副本提供依頼書により町に届け出ること。名簿の管理者に変更があった場合及び名簿の管理者の住所、氏名等に変更があった場合も同様とする。
- キ 名簿は施錠できる場所に保管する等安全な保管に十分な配慮を行うこと。

第3章 支援活動

1 避難支援体制

音更町役場内に、横断的組織として「要配慮者支援班」を設け、その位置付け、構成及び業務は以下のとおりとする。

（1）位置付け

平常時は防災関係部局や福祉関係部局で横断的なプロジェクトチームを設置し、災害時は災害対策本部中、保健福祉対策部内に設置する。

（2）構成

平常時は、班長を福祉課長、**危機対策課長**とし、班員を福祉係、**危機対策係**職員で構成する。災害時は、基本的に福祉課職員で構成する。

（3）業務

ア 平常時：避難行動要支援者名簿情報の共有化、**個別避難計画**の策定、要配慮者参加型の防災訓練の計画、実施、広報等

イ 災害時：避難行動要支援者の安否確認、避難状況の把握、避難誘導、避難所の救護班等との連携、情報共有等

町は、**町内会**、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、個々の避難行動要支援者に対応する避難支援者を明確化するため、避難行動要支援者個々の**個別避難計画**を作成するものとし、避難支援者は、避難行動要支援者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、**町内会**、自主防災組織、民生委員・児童委員等から複数名を選出する。

2 避難のための情報伝達

（1）避難に関する情報

災害が発生する前に避難を終えることが原則であるが、事態の進行や状況に応じて、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう「**避難情報**の発令判断・伝達マニュアル」に基づき高齢者避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行う。

（2）情報伝達方法

避難情報については、災害対策本部から各**町内会**又は自主防災組織の代表者を通じて避難行動要支援者及び避難支援者へ直接伝達する。この際、福祉関係機関や団体のネットワークを情報伝達に活用し、避難行動要支援者及び避難支援者に対し確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

（3）情報伝達手段

災害時には、町広報車や報道機関による放送、その他自主防災組織等の人的ネットワークを活用して、住民への避難及び注意の広報を実施するが、避難行動要支援者に対しては次の手段の活用についても考慮するものとする。

ア 聴覚障がい者：インターネット（電子メール、携帯メール等）、テレビ放送、FAX、防災行政無線等

イ 視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話、コミュニティFM放送、防災行政無線等

ウ 肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話、防災行政無線等

特に情報の収集が困難な避難行動要支援者に対しては、直接、避難行動要支援者本人に災害情報を伝達する避難支援者を選定し、災害時の避難行動要支援者安否情報収集にも努めるものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動要支援

者宅及び避難支援者宅を直接訪問して、**避難情報**を伝えることも考慮するものとする。

3 避難誘導の手段、経路等

風水害や地震等の災害が発生するおそれがあるため、**高齢者等避難等**を発令した場合は、町と避難支援者、避難支援等関係者が連携し、**個別避難計画**に基づき、避難誘導を行い、避難場所等において、避難所等の責任者へ引き継ぐものとする。

そのため、平常時から避難所担当職員の役割分担を明確にするとともに、町、消防署、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にし、連携し対応する。

また、避難行動要支援者自身も、自宅から避難所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみるなど、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想される箇所などの危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

4 安否確認

避難行動要支援者の安否確認については、各**町内会**や自主防災組織、関係機関、関係団体等のネットワークを活用するとともに、避難支援等関係者からの情報も集約するなど、確実に安否確認ができる体制を整備するものとする。

5 名簿情報の提供に不同意であった者に係る避難支援等関係者への情報提供

災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために名簿情報の提供が特に必要であると町長が認めるときは、その同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができる。

また、緊急に名簿情報を提供する場合であっても、名簿情報漏えい防止のための必要な措置を講ずるよう努め、避難支援等関係者その他の者に対し適正な情報管理を図るよう指導する。

6 避難所における支援方法

避難所においては、避難行動要支援者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を災害発生後速やかに仮設するものとする。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳、マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行うものとする。

避難所には避難行動要支援者の要望を把握するため、救護班等が中心となり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援等関係者の協力を得つつ避難行動要支援者用相談窓口を設けるものとし、その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口にも女性も配置するなどの配慮に努めるものとする。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取組が重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて実施す

るとともに、避難行動要支援者の状況に応じて、避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行うものとする。なお、災害発生後、速やかな対応をとるために、あらかじめ、関係団体や民間事業者等との協定を結ぶなど、平常時から役割分担を明確にしておくこととする。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるので、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

7 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時においては、避難支援等関係者もまずは自身の安全確保が最優先となる。**個別避難計画**を作成するときに避難支援を行う際の安全確保に関するルールを定め、避難支援等関係者と避難行動要支援者の双方が理解していることが重要である。

また、災害発生時の状況により、避難支援等関係者が直ちに支援に来られない場合もあることを事前に避難行動要支援者へ周知しておくことが重要である。

第4章 個別避難計画の策定

1 避難行動要支援者の**個別避難計画**の策定

災害が発生し又はそのおそれが高まった時に、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等にどのように避難させるかを事前に定めておくことが必要である。このため、**町内会**、自主防災組織、民生委員・児童委員、避難支援等関係者の協力を得ながら、次のとおり**個別避難計画**を策定するように努める。

2 **個別避難計画**の作成方法

個別避難計画の作成に当たっては、町は自主防災組織等の実際に避難支援に携わる避難支援者と避難行動要支援者に関する基本的な情報（住所や氏名など）を共有した上で、これら関係者が中心となって、避難行動要支援者本人と避難支援者が避難所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら作成するものとする。なお、避難支援者については、**町内会**、自主防災組織、民生委員・児童委員などの話し合いなどであらかじめ避難行動要支援者に紹介できる候補者を定めるとともに、避難支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の避難支援者を決めておくものとする。

また、**個別避難計画**は、個人情報の保護に留意して、避難行動要支援者本人やその家族及び町、**町内会**、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係機関等がその情報を保有、共有し、災害時の避難行動要支援者支援に活用する。ただし、情報を提供する場合は、誓約書等の提出により守秘義務を確保することを徹底するよう努める。

3 **個別避難計画**の更新

個別避難計画は、一人ひとりの避難行動要支援者を対象としているため、避難行動要支援者の個人

情報が多く含まれており、その個人情報保護に留意することとする。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

具体的には、個別避難計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申出があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援等関係者の協力を得て更新を行うこととする。

4 個別避難計画の管理

個別避難計画の内容は、避難支援等関係者以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障をきたさないように留意するものとする。個別避難計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に最善の注意を払って十分配慮することとする。

資料編9-5：音更町避難行動要支援者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、音更町地域防災計画第4章第7節に規定する避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画及び音更町地域防災計画（地震防災計画）第2章第9節に規定する避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画に基づき、要支援者が災害が発生し、若しくは災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において地域の中で支援が受けられるようにするため又は救急時においても迅速な救命活動が受けられるようにするための制度を整備することにより、要支援者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「要支援者」とは、本町に住民票を置き、生活の基盤が自宅にある者で、次の各号のいずれかに該当するもののうち、災害時又は救急時における地域での支援が必要な避難行動要支援者をいう。

- (1) 音更町身体障害者福祉法施行規則（平成15年音更町規則第5号）第2条に規定する身体障害者更生指導台帳に記載されている者であって、障害程度等級表の1級又は2級に該当する肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい等を有するもの
 - (2) 音更町知的障害者福祉法施行規則（平成15年音更町規則第6号）第2条に規定する知的障害者指導台帳に記載されている者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第7項に規定する要介護状態区分が要介護認定2以上であって、介護保険サービス（介護保険施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム等を除く。）を受けている者
 - (5) 65歳以上の一人世帯又は65歳以上の高齢者夫婦世帯
 - (6) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある者のほか、町長が必要と認める者
- (要支援者名簿登録の申請等)

第3条 災害時又は救急時に備えて避難行動要支援者名簿（別記第1号様式。以下「要支援者名簿」という。）への登録を希望する者は、避難行動要支援者登録申請書（兼現況届）（別記第2号様式。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、民生委員及び関係機関の協力を得て、要支援者の把握及び登録のために必要な調査を行うものとする。
- 3 町長は、申請書の提出があった場合において適当と認めるときは、要支援者名簿に登録するものとする。
- 4 町長は、要支援者名簿に登録された要支援者（以下「登録者」という。）について、心身の状況、家族構成、関係支援者等の直近の実態を把握するため、毎年、関係機関等の協力の下現況調査をするものとする。
- 5 町長は、要支援者が、要支援者名簿への登録を希望しない場合であっても、災害時に地域での支援

被害区分		判定基準
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立学校施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港整備法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

資料編9-7: 災害時の氏名等の公表取扱方針

令和3年8月30日 北海道総務部危機対策局危機対策課

1 趣旨

本取扱方針は、道における災害時の死者・行方不明者等の氏名等の公表に関する基本的事項を示すことにより、道民の安全・安心の確保に資することを目的とする。

2 定義

本取扱方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 死者 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者をいう。
- (3) 行方不明者等 当該災害が原因で所在不明となり、死亡の疑いのある者及び当該災害により被災した疑いがあり、連絡が取れない者をいう。

3 対象とする災害

本取扱方針において対象とする災害は、北海道災害対策連絡本部又は北海道災害対策本部が設置された災害とする。

4 公表の基準

(1) 行方不明者等

氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、「住民基本台帳の閲覧等制限」や「家族等の同意の状況」を確認の上、公表・非公表を判断するものとする。ただし、北海道災害対策本部長（災害対策連絡本部長を含む。）が救出・救助活動の効率化・円滑化を図るため緊急かつやむを得ないと認める場合には、「家族等の同意の状況」を確認せず、公表することができるものとする。

(2) 死者

「住民基本台帳の閲覧等制限」や「家族等の同意の状況」を確認の上、公表・非公表を判断するものとする。

区分	救出・救助活動に資する	住民基本台帳の閲覧等制限	家族等の同意の状況	公表・非公表	公表する情報の範囲
行方不明者等	○	なし	同意	公表	市町村名、氏名、年齢(年代)
			緊急のため同意せず		
	×	(なし)	不同意	非公表	—
(同意)			(公表※)		
死者		なし	同意	公表	市町村名、氏名、年齢(年代)

			不同意	非公表	—
		あり	—		

※行方不明者等について家族等から得られた情報により検索の対象者、検索場所が特定されている場合等、氏名等の公表が救出・救助活動の効率化・円滑化に影響を及ぼさない場合は原則として非公表とするが、住民基本台帳の閲覧等制限がなく、家族等が公表を望む場合は公表できるものとする。

5 公表に係る役割分担

氏名等の公表に係る役割分担は、次のとおりとする。

- (1) 道 氏名等の公表及び公表内容に係る報道対応
- (2) 市町村 死者・行方不明者等に係る住民基本台帳の閲覧制限の有無並びに家族等（家族又は遺族をいう。）の同意の状況の確認及び確認結果の道への報告
- (3) 警察本部 道及び市町村との情報共有

6 その他

- (1) 道は、4に定める「公表の基準」のほか、市町村の意向にも配慮し、対応することとする。
- (2) この取扱方針は、市町村や警察等が独自に公表することを妨げるものではない。
- (3) 災害対策基本法第86条の15に基づく安否情報の回答については別途法令等の規定に基づき取扱うこととする。

資料編9-8：緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第35条の規定に基づき、北海道の大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（以下「大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、札幌市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、函館市消防本部、苫小牧市消防本部、小樽市消防本部、旭川市消防本部及び釧路市消防本部とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 大隊等の編成

(道内地区)

第3 大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第2のとおり地区分けするものとする。

2 各地区に地区代表消防機関を置き、地区内の次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 出動に係る連絡及び調整

(2) 後方支援活動に係る連絡及び調整

(3) その他必要な事項

(連絡体制等)

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。

(2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。

(3) 代表消防機関は地区代表消防に対して連絡し、地区代表消防機関は地区内消防本部に対して連絡するものとする。

(4) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時には消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

(大隊等の編成)

第5 北海道の登録隊は、別表第4のとおりとする。

資料編10-6 : 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則

平成3年4月1日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条に基づく細則は、次のとおりとする。

（医療救護活動の報告）

第1条 社団法人十勝医師会（以下「乙」という。）が、協定書第2条の規定により救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに各救護班ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「班員名簿」（第2号様式）及び「医療品等使用報告書」（第3号様式）をとりまとめ、十勝管内各町村（以下「甲」という。）に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第3条 協定書第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各救護班分をとりまとめ、「費用弁償請求書」（第5号様式）により甲に請求するものとする。

2 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第6号様式）により甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第9条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第9条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年北海道条例第56号）に準ずるものとする。

4 協定書第9条第4号に規定する費用弁償の額は、同条第1号、第2号及び第3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

（支払い）

第5条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ速やかに乙に対し支払うものとする。

（別表）

区分	日直	旅費	時間外勤務手当
医師	災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）別表第2に定める額		
看護師			
補助職員	看護師の日当1/2（100円未満切捨）	一般職の道職員の行政職給料表による2級の職務にあたる者の旅費	一般職の道職員の時間外勤務手当支給の例による額

資料編10-7 : 他機関との協定一覧

町が災害応急対策の実施に関し、締結している応援協定は次のとおりであり、必要に応じて応援要請を行うものとする。

【応援種別及び種別毎の団体数】

- (1) 災害情報等の通信連絡 (2 団体)
- (2) 大型暖房機器等の供給等 (1 団体)
- (3) 石油類 (ガソリン・軽油・灯油等) の供給等 (1 団体)
- (4) エルピーガスに関する応急・復旧活動支援 (1 団体)
- (5) 発動機・暖房機・投光器・簡易トイレ仮設建物等の供給等 (3 団体)
- (6) 応急生活物資 (食料品・生活用品・衣料品等) の供給等 (4 団体)
- (7) 物資の輸送 (4 団体)
- (8) 自動販売機内の在庫飲料水提供等 (4 団体)
- (9) 医療救護活動 (10 団体)
- (10) 避難所、温泉入浴、非常食の提供等 (7 団体)
- (11) 非常放送 (FMラジオによる災害・避難情報等の放送) (2 団体)
- (12) 道路・河川・明渠排水路・上下水道施設等の災害応急対策 (5 団体)
- (13) 広報活動、被災者・避難者等の相互情報提供等 (2 団体)
- (14) ユニットハウスの供給等 (1 団体)
- (15) 公共建築施設の被害状況・危険排除・応急対策等 (1 団体)
- (16) 霊柩自動車等による遺体搬送等 (1 団体)
- (17) 情報収集、救援活動、避難所の開設運営、瓦礫撤去等 (2 団体)
- (18) 遺体の収容、安置等 (2 団体)
- (19) 公共施設の電力復旧 (2 団体)
- (20) 応援業務 (応急対策及び災害復旧に必要な資機材等の提供) (4 団体)
- (21) 郵便局の協力 (緊急車両の提供、広報活動、損損状況の情報提供等) (1 団体)
- (22) 災害応急対策支援 (3 団体)
- (23) 災害ボランティアセンターの設置及び運営 (1 団体)

計64団体